

# 1940 年静岡大火と復興計画

山浦 直人<sup>1</sup>・伊東 孝<sup>2</sup>・伊東 孝祐<sup>3</sup>・大沢 昌玄<sup>4</sup>

<sup>1</sup>正会員 株式会社千代田コンサルタント（〒388-8011 長野県長野市篠ノ井布施五明 341-7）  
E-mail: yama3417@mx2.avis.ne.jp

<sup>2</sup>正会員 日本大学上席研究員 理工学研究所（〒101-8308 東京都千代田区神田駿河台 1-8-14）  
E-mail: bridge3890@yahoo.co.jp

<sup>3</sup>正会員 都市・土木史研究所（〒141-0022 東京都品川区東五反田 5-22-5-112）  
E-mail: geddylee@west.cts.ne.jp

<sup>4</sup>正会員 日本大学准教授 理工学部土木工学科（〒101-8308 東京都千代田区神田駿河台 1-8）  
E-mail: moosawa@civil.cst.nihon-u.ac.jp

静岡市は、1945（昭和 20）年 6 月に空襲による大災禍をうけ、戦災復興により現在の都市が形成されているが、その骨格は 1940（昭和 15）年大火に伴い進められた復興計画によるところが大きい。発生から 1944（昭和 19）年までという短期間に、しかも戦時中という特別な条件にも拘わらず、復興事業がほぼ計画どおりすすめられたことが明らかになった。火災復興事業では、原形に復すのではなく、防災や交通機能などを考慮した土地区画整理事業が導入して行なわれている。復興事業では、防火帯の設置、区画街路の増設など、防火都市計画が進められていること、計画に関しては、内務省技術者、帝都復興事業を担当した技術者が派遣されている。本稿では、静岡大火による復興事業について、経過や特徴を整理し、まとめるとともに、飯田大火復興計画をふくめた考察を行い、今後の防災対策への提言とする。

**Key Words:** 静岡大火, 復興計画, 土地区画整理事業, 防火帯, 阿部喜之丞

## 1. はじめに

わが国は古来より、火災、風水害、地震災害、火山災害と多様な災害に悩まされてきた。その状況は文明や科学技術が発達した今日においても変わらない。しかし、繰り返して発生した災害から多くの都市が復興を成し遂げているのも歴史の事実であるが、その手法、過程等については十分に研究が進んでいるとは言い難い。災害復興に関する今日的知見を得るには、より多くの具体的な事例の追求が欠かせない。

本研究は、飯田大火の復興計画ならびに復興過程の解明に<sup>1)</sup>続き、1940（昭和 15）年に発生した静岡大火を対象に、復興計画の策定過程、復興計画ならびに復興事業の内容を明らかにするとともに、飯田大火復興との比較を通して、大火復興について考察し、都市防災の課題に対する提言を試みることを目的としたものである。

静岡市は、1944（昭和 19）年までに大火復興事業による復興を成し遂げ、完成目前にいたるも、空襲により大きな被害を受けてしまった。その後、戦災復興事業に

取り組んだため、今日では後発の戦災復興がクローズアップされることが多く、大火復興は忘れられた存在であった。当事者である静岡市においても大火復興に関する資料はまとまった形で保管されていない。そのようなこともあり、静岡大火復興を扱った研究は少ない。田中傑の研究<sup>2)</sup>は、大火と戦災という 2 度の災害復興事業における建築制限および土地区画整理事業の運用などをポイントに、戦前・戦後の都市計画事業について、その時代背景のもと、連続性や不連続性を繰り返していると指摘している。しかし、復興計画そのものや災害復興に対する今日的知見については言及していない。静岡市は東海地震および東南海地震において甚大な被害が発生することが予想され、そのための対策がこれまでに講じられてきた。過去の災害復興事例を検証することも、将来発生するであろう災害の“減災”に向けて有為であると考えられる。本研究の意義はこの点にあるといえる。



図-1 大火以前の静岡都市計画図（一部）<sup>3)</sup>

## 2. 1940年静岡大火以前の静岡市について

### (1) 静岡市概況

安倍川流域は降水量が多く、急峻な地形と崩れやすい地質に起因し、災害を繰り返し、それら幾多の洪水により運ばれた土砂により、下流部の肥沃な静岡平野が形成された。又平野部の水利用は、安倍川等の河川水及び地下水に依存し、弥生時代後期の水田跡、用水路跡などが残る。静岡市は、五畿七道の東海道に属し、駿河国の国府があったことから、駿府とも呼ばれ、その成り立ちは室町時代後期に今川氏の城下町として栄え、1585（天正13）年以降徳川家康の居城となる。江戸時代は幕府の直轄地となり、東海道が整備されると、第19の宿場、府中宿がおかれた。1869（明治2）年6月20日に府中から静岡へ改名された。徳川家康は、駿府城の修築に合わせ、安倍川の水を「駿府用水」として城下町中に張り巡らせ、防火用水などに利用したとされる。

静岡市は、1889（明治22）年に安倍郡50町と有渡郡1宿74町が合併し市制を施行した。日本で最初に

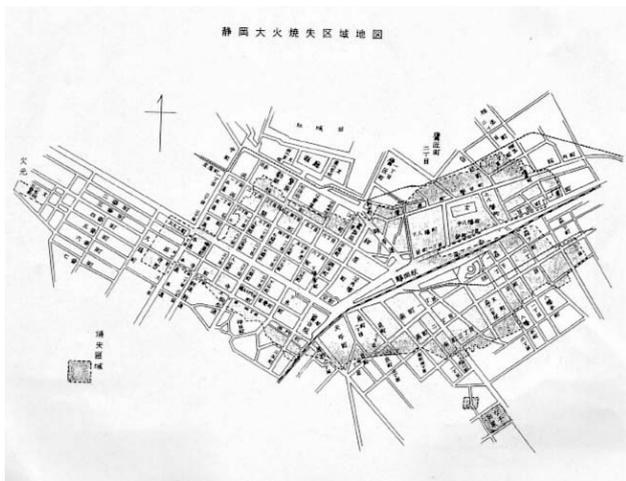


図-2 1940年静岡大火の範囲<sup>4)</sup>

市制施行した31市の中のひとつである。2003年4月に旧静岡市と旧清水市の合併で一時期、日本一広い面積を持つ市となったが、現在では、全国5番目に面積が広い市で、都道府県庁所在地の市としては日本最大である。

なお、糸魚川静岡構造線上に位置し、駿河トラフに近いために、大地震の危険性が指摘されており、防災対策が重要な行政課題である。

### (2) 1940年以前の火災発生状況

明治以降、1940（昭和15）年までに10戸以上焼失した火災は43回発生しているが、昭和期は1回も発生していない。また100戸以上焼失した火災に限定すると、発生件数は9件（表-1）で、1892（明治25）年以降1940（昭和15）年までの約50年間は100戸以上を焼失する大火は発生していない。これら理由として消防機関や警防組織が整ったからだとしている。

### (3) 1940年以前の都市計画状況

静岡市は1923（大正12）年7月1日から旧都市計画法適用都市となり（大正12年5月29日勅令第276号）、1925（大正14）年9月15日には静岡都市計画区域が公告、静岡市は全域が都市計画区域となった。その後、1927（昭和2）年12月6日には33路線（一等大路6路線、二等大路27路線）が静岡都市計画街路として、1933（昭和8）年4月13日には6箇所<sup>1)</sup>の風致地区指定が、1936（昭和11）年3月31日には地積7,685坪の土地区画整理がそれぞれ内閣認可となった。街路については、計画決定と同時に3路線が都市計画事業として、1932（昭和7）年4月7日には6路線が第二期都市計画事業として内閣認可され、1940（昭和15）年大火発生時点で事業は概ね竣工し、拡張計画を検討しているところであった。また1926（大正15）年10月1日には市街地建築物法適用都市となり（大正15年6月8日勅令第154号）、その後適用範囲が順次拡張されていった。

## 3. 1940年静岡大火の概要

### (1) 被災状況

1940（昭和15）年1月15日午後0時8分頃に静岡市新富町1丁目より出火、折からの西風に煽られて現場より約700m隔てた風下の上大工町に飛火し、その後付近一帯に拡大していった。被災状況を表-2に、火災焼失区域を図-1に示す。火災は翌16日の午前3時半頃に鎮火したが、罹災町数は86町に及んだ。被災者救護のために静岡県は即日、臨時静岡火災救護事務局を設置し（県訓令乙第10号）、応急事務の敏活処理を図った。総務部には都市計画係がおかれ、都市計画に関する事項を所掌した。なお火災救護事務局は2月29日に廃止された（県訓令乙第61号）。

## (2) 都市的問題点

1940年大火は、異常乾燥と強風という自然条件による“飛火”が被害を拡大させたが、その要因となった都市的問題点として、i) 木造家屋が密集していた、ii) 適当な連続する防火帯がなかった、iii) 小道路の不足、という3点が指摘されている。

市の中心部は都市計画街路以外に幅員3～6mの小道路が約110m間隔に方格型に配置されている程度で、避難および消火活動に対して不便をきたした。また、都市計画事業により整備された一部の広幅員道路だけでは強風下での飛火に抗しきれないという点が露呈した。

表-1 静岡市における火災発生状況（焼失100戸以上）<sup>5)</sup>

発生年月日	焼失戸数	発生年月日	焼失戸数
M3.12.20	241戸	M22.2.1	1,100戸
M9.11.20	116戸	M25.1.9	611戸
M9.12.30	474戸	M25.12.12	122戸
M17.1.16	280戸	M25.12.14	421戸
M18.1.20	134戸		

表-2 被災状況<sup>4)</sup>

項目	被災規模	備考
焼失面積	1,057,851㎡	市域面積は147,875km <sup>2</sup>
罹災戸数	5,106戸	全市戸数は38,192戸
罹災人口	28,156人	市域人口は207,328人
損害額	7,526万380円	

表-3 復興計画策定の動き<sup>4)</sup>

1940	1.15	大火の発生
	1.18	静岡市復興救済部を設置
	1.19	静岡市火災地区バラック建築規則を公布
	1.21	復興計画の大綱案を決定
	1.22	市街地建築物法が全市域適用となる
	1.27	市、焼失区域内の測量開始
	1.29	静岡市復興対策委員会を設立
	2.2	都市計画静岡地方委員会の開催 土地区画整理区域・街路の変更、公園・防火用水利施設の決定
	2.6	決定計画の内閣認可
	2.14	内務省告示（第74号～第77号）
	2.15	静岡市臨時復興局を設置（阿部局長就任）
	2.28	焼失区域内の測量を完了
	3.20	バラック建築規則を廃止、防空建築規則を適用
	3.22	静岡市に対して土地区画整理の施行命令 （3月23日内務省告示第123号）
8.23	都市計画静岡地方委員会の開催 土地区画整理区域の変更決定	
1941	7.5	内務省告示（第437号） 土地区画整理区域の変更

## 4. 復興計画の概要

### (1) 復興計画の策定過程

大火の翌々日から静岡県と静岡市は内務省と協議を重ね、火災発生7日後の1月21日には県市の合同会議で復興計画の大綱案が決定した。その後の復興計画策定過程は、表-3にまとめた経過をたどるが、戦時中にも拘わらず、迅速であった。2月2日には計画決定し、大火の約3週間後には復興計画の内閣認可となり、2月2日の計画決定以降、街路計画ならびに土地区画整理区域は数回にわたり変更が加えられている。1934年の都市計画法の改正により、「災害ほか特別の事情がある場合は認可後1年未満でも公共団体が土地区画整理を施行可能」になっていること、帝都復興事業や函館大火などの経験をふまえて、バラック等の建設による土地区画整理事業への影響を及ぼさないよう、事業が進められていったとみられる。

火災後、内務省計画局からは都市計画課長の山内逸造、第一技術課長の春藤眞三、第二技術課長の中澤誠一郎、防空研究所長の菱田厚介らが調査に訪れているが、具体的な計画案は内務省計画局の町田保、伊東五郎の両技師、星敏雄事務官が中心となり、市当局との合同会議においてまとめ、同19日の内務省局内会議、同22、23日の現地調査をへて決定されている<sup>4) 6) 7) 8)</sup>。

その復興方針は次のとおりである。

- 1 防火道路の新設
- 2 補助街路の新設拡張
- 3 緑地公園の設置
- 4 静岡停車場の拡張
- 5 防火用水として安部川の伏流水などの利用

また、従来からの課題であった墓地と魚市場の移転に同時に取り組むことも決められた。

### (2) 復興計画の内容

復興計画は既存計画に防災的視点ならびに関連する上下水道計画を加味する形で策定された。

復興計画図を図-3および4、5に示す。

復興計画の主たる内容は、前述のとおり i) 街路、ii) 防火植樹帯道路、iii) 公園、iv) 防火用水利施設で、あるが、計画の実現にあたっては土地区画整理事業の実施が前提であった<sup>4) 6) 7) 8)</sup>。

- ・防火帯道路は既往の火災や風向きを考慮して3本配置、幅員は36mで、中央には幅18mの植樹帯を、その両側には9m幅の通路を配し、植樹帯中央に自然水利を取り入れた幅3m、深さ2mの水路を貫流させている（図-4）。

- ・街路網は、呉服町通りを 12m、両替町通りを 11m、七間町通りを 15m に拡幅すると共に補助道路網を新設拡充する。
  - ・補助道路の一部は、大火前の区画割りには見られないもので、既定街路の中間に設けられた「背割道路」も見られる。これは大火の要因となった飛火対策など消防活動に資する道路としての位置づけとみられる。
  - ・緑地公園を 5 箇所（寺町、泉町、伝馬町、森下町、紺屋町）を配置し、面積は 1,200 から 2,000 坪とした。
  - ・防火水槽は公園、広場、防災道路等に配置し、自然水の利用とし、中型ポンプ自動車 が 30 分？活動できる 100m<sup>3</sup> の貯水槽を建設する。
  - ・電柱は、火災（防火）に対して支障となるため、メインストリートでは地下に埋設する復興電気事業を行う。
  - ・鉄道省と協力して有事の避難場所として静岡駅周辺広場を 1,500 坪から 3,000 坪に拡張する。
- なお、区画整理計画には鉄道省の弾丸列車通過計画が加味され、そのために必要な線路用地、交差する道路の地下化などが計画されたとみられる。
- ・各道路に常緑樹を植樹する。

以の他に、適切な消防力と言う観点から、大火と気象の関係、風向などについて今後防空研究所で研究し、その成果を取り入れることがうたわれたが、防火地区の指定は行われていない。

表- 4 静岡市復興事業の事業費内訳（予算）<sup>4)</sup>

費目		金額	執行期間
都市計画事業	街路費	2,997,279 円	S15～S18
	土地区画整理費	1,158,755 円	S15～S16
	公園費	132,000 円	S16～S18
	防火用水利施設費	30,000 円	S15～S18
	墓地移転費	788,677 円	S15～S17
	その他	62,301 円	
	計	5,169,012 円	
復興水道費		220,000 円	
復興下水道費		930,000 円	
復興電気事業費		2,425,085 円	
計		8,744,097 円	

### (3) 復興事業と財源

復興事業は、昭和 15 年度から 18 年度までの 4 ヶ年継続事業で、復興都市計画事業として、復興街路事業、土地区画整理事業、公園事業、防火用水利施設事業、墓地移転事業等があり、関連事業として、復興水道事業、復興下水道事業、復興電気事業（市の単独事業とみられる）があった。各事業の事業費を表- 4 に示す。

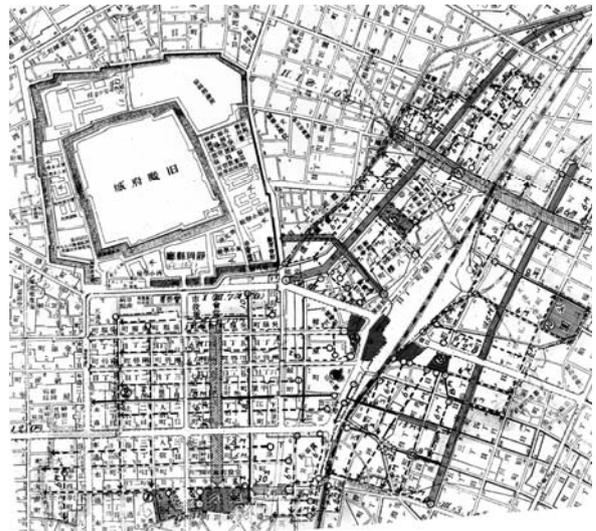


図- 3 静岡市復興街路計画図<sup>9)</sup>

- 事業内容は、復興計画にそっているが、主には
- ・街路は 72 路線 25,922m の道路幅員拡幅、
  - ・防火植樹帯道路 3 本の整備
  - ・都市計画法第 13 条第 1 項に基づく市施行による 337,469 坪へ土地区画整理の実施
  - ・公園 4 箇所の新設、容積 100 m<sup>3</sup> の鉄筋コンクリート造貯水槽 10 箇所の構築、
  - ・罹災した 10 箇所の移転と墓地公園・共同墓地・葬儀場等の整備
  - ・地区内配水管の新設 (12,319m) 敷設替 (6,479m) ・移転 (860m) および消火栓の増設、
  - ・土地区画整理にあわせた下水管渠築造 19,047m ・人孔築造 381 箇所 ・取付管築造 16,350m ・排水路築造 3,438m の整備
  - ・防火用水利施設は、当初、内径 5m、高さ 5m、容積 100 m<sup>3</sup> の鉄筋コンクリート造貯水槽であったが、その後、内径 0.9m、深さ 4～8m の防火井戸 23 箇所の構築に変更された（昭和 19 年 5 月 15 日内務省告示第 279 号）。
- などである

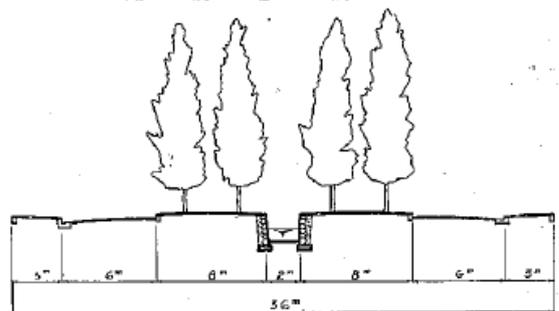


図- 4 静岡市復興 防火帯（現青葉通り）断面図<sup>10)</sup>

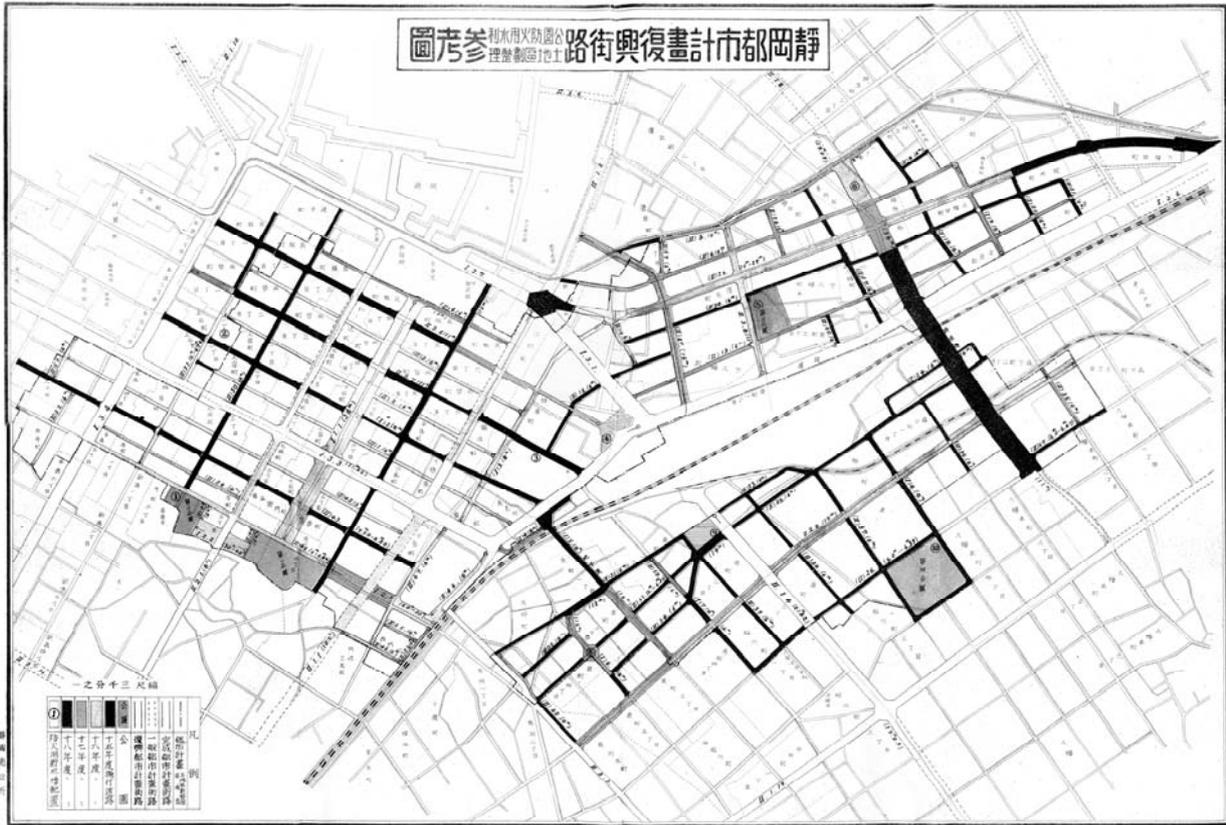


図-5 静岡都市計画復興街路参考図<sup>9)</sup>

市街地の電線地中化については、多額の予算を必要としたこと、から、実施されたのは一部と見られる。

戦時下の資材不足等もあり、事業は困難であったとみられるが、1944（昭和 19）年にほぼ完成し、確定測量、換地精算を続けていたが、翌年の空襲で焦土と化したのが、幸い焼け残りの資料により、換地は 1945（昭和 20）年 9 月に完了したとされる。

当初、復興都市計画事業の事業費は 582 万 5,503 円であったが、国庫補助金ならびに県費補助金の削減により 516 万 9,012 円に減額となった。財源は国庫補助金（静岡火災復興助成費）、県費補助金（都市計画事業ならびに上下水道事業に対する）、市債、受益者負担金（土地区画整理区域外の事業箇所周辺地域に対する）、国庫利子補給、雑収入である。

資料<sup>4)9)</sup>によれば、補助割合は、例えば街路費では、国庫補助が補助基本額の 1/2~1/3、県費補助は地方負担分の 1/2 (=1/4~1/6 分) と、通常と同じく計上されている。

#### (4) 土地区画整理事業による土地状況の変化

土地区画整理事業による土地利用の変化を表-5に示す。他に土地区画整理以前の土地利用、事業範囲を示す表-5の資料によれば、減歩率は 16.7%でとされている。

当初の減歩見込み（一律 3 割の私有地提供）との考えは修正されていることがわかる。

この背景であるが、

- ・ 主要な要因は、当初の内務省主導の計画案を市の復興局長に就任する阿部喜之丞が計画案を変更したことである。（後述）
- ・ 国鉄が弾丸列車計画用などを敷地を買収していること
- ・ 表-5には墓地が含まれていないため、墓地移転が土地区画整理事業でおこなわれたとすれば、飛び換地があ

表-5 静岡大火復興区画整理土地調査

	地積（坪）		増減の状況	
	従前	整理後	増減	増減率
道路	165,979	284,767	118,788	71.6
水路	9,234	939	-8,295	△ 89.8
公園緑地	0	30,361	30,361	皆増
その他	609		-609	△ 100.0
(公共用地小計)	175,822	316,067	140,245	79.8
田	22,241	3,154	-19,087	△ 85.8
畑	1,517	0	-1,517	△ 100.0
宅地	741,739	637,157	-104,582	△ 14.1
山林	0	0	0	0.0
その他	57,776	42,294	-15,482	△ 26.8
国有地	17,177	17,600	423	2.5
(宅地小計)	840,450	700,205	-140,245	△ 16.7
小計	1,016,272	1,016,272	0	0.0
保留地	0	0	0	0.0
測量増地	0	0	0	0.0
総計	1,016,272	1,016,272	0	0

注) 静岡県土地区画整理史<sup>11)</sup>を参考に山浦作成

と思われる。

・田中傑の研究<sup>2)</sup>によれば、魚市場が移転されている。

これらの要因をあげることができるが、土地区画整理前後の土地利用面積に関する詳しい資料により確認することが必要である。

#### (5) 復興事業を担った技術者

当初、復興計画は、内務省及び静岡県の指導の下、市の土木部および下水道部職員で構成される復興計画係がその任にあたった。その後、復興事業執行のために庶務課、区画整理課、移転課、工事課の4課（のちに資材課が追加）からなる臨時復興局が設置された（市告示第14号）。しかし、静岡市には土地区画整理事業の経験や知識が豊富な技術者が存在しなかったため、東京市や名古屋市に経験を有する技術者の支援を求めた。局長には帝都復興事業経験者である東京市都市計画課技師の阿部喜之丞が就任した。阿部喜之丞は、帝都復興時は東京市区画整理局・復興事業局に勤務し区画整理事業にたずさわった。その他、区画整理課技師の星野長太および新井九蔵、移転課長の本多長次は帝都復興事業経験者であり<sup>2)</sup>、移転課技師の島影岩次郎は函館大火復興の経験者である。彼ら以外に技師では、喜多川一司、川村重平、小沢松一らが在籍し、臨時復興局は、昭和15年時点で、技手14、書記15等をふくめて総勢86名体制である<sup>12)</sup>。

帝都復興事業の一応の完成から10年、100ha以上という大規模な土地区画整理の実施となった静岡火災復興においても、函館火災復興と同様に過去の災害復興事業の経験を活かすための人的対応<sup>3)</sup>、すなわち土地区画整理に関わっていた技術者を中心にした組織があったことが確認できた。なお、当時県の都市計画行政に関与していた技術者では、都市計画静岡地方委員会技師 田邊右門、田中惟徴<sup>4)</sup>、匂坂弘美がいる。

#### (6) 内務省の復興計画案に対する阿部喜之丞の対応

阿部は2月15日赴任するや否や、それまでの復興計画案の問題点を指摘した。その内容は、「内務省や県当局は、区画整理により互いに身を縮める換地法による方針で計画を進めていたが、この方針では区画整理の促進は困難。考えた結果、旧市街地では土地買収、又は飛び換地を行い、市街地の各自の間口を縮めない（従前の地下室などを利用できるように）案に変更する。駅南方面は減歩換地に対応、伝馬町方面は両者の混用で変更する」との見解を示し、内務省案を変更する考えを公表している<sup>8)</sup>。この変更の考え方は、阿部の静岡市議会における答弁<sup>13)</sup>にみえる。すなわち「都市計画法には区画整理に関する条項は二条しかなく、その他はすべて耕地整理法を準用する。すべての道路、公園は減歩によるのが

原則で、土地によって負担できない場合は清算金によることになっている。田畑或いは原野のところに新しい都市を建設するのは三割の減歩があっても土地の換地は可能であるが、既成の市街地では非常に困難である。帝都復興で相当の清算金を徴収、公布せざるをえなかった。」とある。

既成市街地の区画整理の進め方について、阿部の経験に基づいた考えに基づいた発言である。事業を効果的に実施するには、原則論にこだわらないという見方もできるが、過去の災害復興土地区画整理事業に経験をもつ技術者であったことが背景にあり、この点でも過去の火災復興事業の経験が静岡火災復興事業に大きく影響していることを示す内容でもある。

### 5. 静岡大火と飯田大火の復興計画の共通性

既往研究の飯田大火の復興計画と比較し、大火復興計画についての共通性などについて考察した。

#### (1) 木造家屋中心都市での防火対策

木造家屋が中心であって戦前戦後の都市計画において防火機能を確保する防火帯の設置が行われている。

道路単独で防火機能を果たすことは都市規模や都市形成の固有性から困難な面が多い。そこで、飯田や静岡の復興計画で採用されているのは、幅員が30~40mの防火帯、防火帯道路であるが、その配置を風向き（大火の延焼方向）と直交ないし、平行する配置が見られる。

この根拠は明瞭でないが、興味深い研究が当時行われている。

静岡大火の延焼経緯について、金原壽郎（静岡高等学校教授、災害科学研究所）は、道路の防火性能という観点から分析をまとめている<sup>14)</sup>。

金原の研究成果を概略すると

「静岡大火は飛び火によって、新たな発生源ができ、延焼範囲が拡大している。延焼に対して道路が止めたと思えるべき部分はない。特に火流に垂直に位置する道路が延焼防止するには100m程度の幅員が必要。

しかし、偶然にも火流の方向に平行な幅員12間の幹線道路（注：図-6の昭和通とみられる）が2つの火流を完全に分離していることが判明した。」と述べ、「幅50間以上の道路を作ることが困難であれば、幅25間程度の（風向きに対して）垂直道路をつくるより、寧ろ12間程度の（風向きに対して）平行道路を創る方が大火に効果的である」と続く。しかし「その地域の常の風向きはそれまでの観測記録から推定はされるが、大火時にその風向になるとはいえないので、理想はあらゆる風向に対応するために広大な緑地帯を設け、ブロックにおける方法以外にない。」とある。

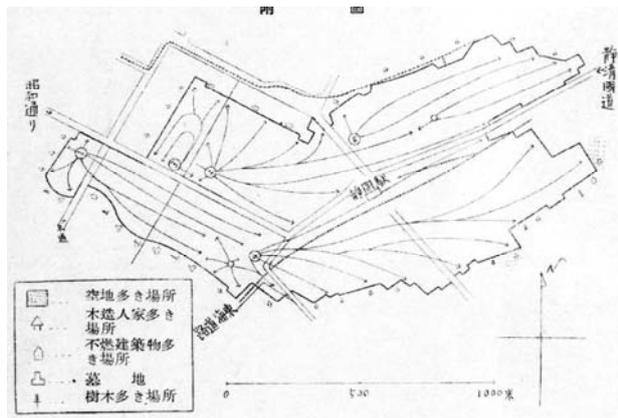


図-6 金原壽郎の図（延焼の拡大方向分析）<sup>14)</sup>

この研究内容が静岡復興計画には反映されてはいないと見られるが、静岡の防火帯道路（緑地）は、大火時の風向きからみるとそれに、直交するものが2本と、大火の延焼と平行の寺町沿いの防火帯の3本である。

飯田の場合も、延焼方向に対して直交するものが2本、平行するもの（リンゴ並木が相当）の合計3本である。

## (2) 裏界線、背割道路等の目的等

静岡市大火復興計画では「もともと区画をブロックとしてこの中で防火が出来るよう64間四方をブロックにした都市計画が定められていたが、この中に補助道路1本を増設する。」とある。これは、既定の区画を南北方向に近い道路で分割したうえに、さらに東西方向に近い道路で背割りするようにブロック化内容である。

この新設道路の幅員は6mであり、交通機能としての必要性ではない。飯田大火であきらかした「裏界線道路」（幅員2m程度公道扱い）との共通性を考察した。

飯田市の裏界線ももともとあった裏道の公道、連続化であり、静岡の背割道路ももとの連続した空間の公道化といえなくない。このような手法は、それぞれの背景は異なるが、減歩緩和と生活空間の確保という共通性としてみる事ができる。

## (3) 防火用貯水槽、防火用自然水利

静岡大火で計画採用された防火用貯水槽の容量100m<sup>3</sup>、配置間隔200mは、飯田大火の計画とほぼ同様である。静岡の場合は、戦時中の計画で有り、防空<sup>15)</sup>という視点から防火用水の確保は一層強かったとみられ、計画で技術者の交流面からも明らかに東京市の定め<sup>15)</sup>を参考に計画決定したといえる。一方飯田市の場合は戦後の計画で有りながら、同様の計画がされたことは、防火用貯水槽の考え方が、戦前から戦後にかけて同一であったことを表している。

静岡では、防火帯の中心部に開水路をもうけ、安倍川

の伏流水等の自然水利を利用し、防火水路とする計画がされた（現在はその機能が失われていると思われる）。飯田でも防火貯水槽へ上流の河川から取水され、水路として整備されている。飯田市の場合、現時点で、防火用貯水槽や用水（自然利水）が機能を継続している部分がある。

大火のみならず、地震時の火災でも「消火栓」がその機能を失う可能性があり、多様な水利確保が指摘されている。この当時の復興計画がしめた自然水利の防火用水については、その役割を再度評価し、復活や新設などを検討すべきものとする。

## (4) 静岡市大火復興後に存在したロータリ交差点

今回の静岡市大火復興計画の調査の過程で、1945（昭和20）年の大空襲以前にアメリカ軍によって撮影された貴重な航空写真の提供を受けた（写真-1）。

静岡大火復興事業が完成し、土地区画整理事業により復興した範囲、まちなみの復興の様子などがはっきりと読み取れる貴重な資料である。さらに、注目すべきは、静岡駅前と街路13.4と13.3の交差点がロータリー形状を示している点を確認できることである。

現在及び戦災復興計画図においてそのような形状はみられない。これ以上の資料は見あたらないが、飯田市と同様に復興計画における街路にロータリー交差点が存在したことの共通性などは今後の課題としたい。

## 6. まとめ

都市防災計画を考えるときに、火災復興の歴史や復興内容の評価が十分に行われているといえない。建物などの防火機能や単一的な防火帯、或いは専門的な消防能力、消火栓などの現代機能に依存するだけでは、地震後の大火を含めた都市の防災機能の向上には必ずしもつながっていないことは最近の災害でも指摘されている点である。

本稿は、1947（昭和22）年飯田大火に続き、1940（昭和15）年の静岡大火とその復興計画の概要という個別事例に取り組み、大火復興計画の具体的な成果や課題をまとめることができたと思う。そして、具体的な事例研究からの成果を都市における防災機能の向上につなげていくことが重要だと考えている。

本稿をまとめるにあたり、資料調査にご協力いただいた静岡市都市計画課 今川俊一氏に謝意を表します。

なお、本研究は、文部科学省科学研究費「各種災害復興計画のインベントリーづくりと復興計画の時系列的変容過程に関する研究」の一環として実施したものである。

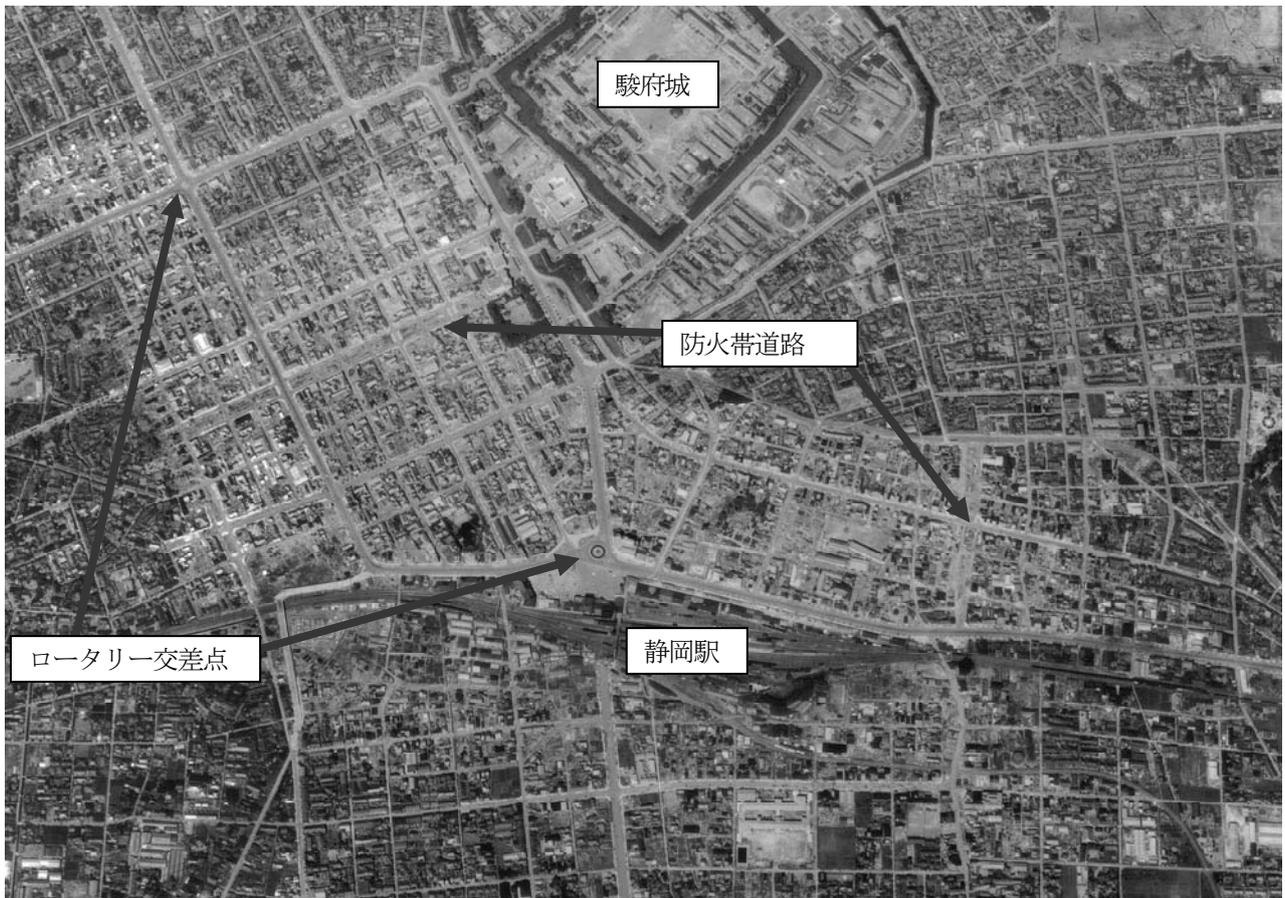


写真-1 大火復興事業完了、空襲以前の静岡市  
(昭和20年 写真提供 今川俊一氏)

補注)

- (1) 6箇所は旧駿府城内、賊機山、谷津山、八幡山および有東山、有度山、大浜海岸、出典は公文雑纂・昭和八年・第43巻・都市計画三・静岡都市計画風致地区決定ノ件(国立公文書館所蔵)
- (2) 星野長太は復興局整地部および東京第四出張所、新井九蔵は東京市区画整理局および東京市復興事業局、移転課長の本多長次は復興局建築部および東京第二出張所に勤務していた。
- (3) 『職員録』(内閣印一刷局発行)から函館市復興事務局には14人(技師1人、書記3人、技手10人)の帝都復興事業経験者が確認できる。その他帝都復興事業経験者として、計画策定の中心人物である北海道庁技師の神尾守次、北海道庁出張所技術課長の神保金衛、都市計画北海道地方委員会の6人(書記2人、技手4人)がいる。このうち技手の大栗弥一郎は経験者として道庁に招聘され、土地区画整理組合同規約作成作業にあたっている。
- (4) 田中は、大正13年から昭和5年5月まで復興局建築部勤務(技手)で所属課は不明であるが、区画整理時移転関係の業務を担当したと思われる。その後、都市計画東京地方委員会勤務をへて静岡地方委員会に異動している。

#### 参考文献

- 1) 山浦直人,伊東孝,伊東孝祐,大沢昌玄:「昭和22年飯田大火と復興計画」,第33回土木史研究発表,2013
- 2) 田中傑:1940-1960年代の静岡市中心部の再形成における戦前期都市計画との連続性・不連続性—都市計画の手法と建物再建の背景となった思想・制度に着目して,都市計画論文集 Vol.48.No.1,2013
- 3) 静岡市役所:静岡市都市計画図,1929
- 4) 静岡県:静岡市火災誌,1942.5
- 5) 大日本防空協会:静岡大火災(昭和15年1月15日)調査報告書,1940
- 6) 静岡新聞社:静岡大火写真帖,1940
- 7) 長田克俊:静岡火災資料誌,1986,
- 8) 東京日々新聞社:静岡市大火画報,1940
- 9) 静岡市臨時復興局:静岡市移転関係書類,1941
- 10) 春藤真三:静岡大火と其の復興計画,1940 土木学会誌第26巻,第4号
- 11) 静岡県:静岡県土地区画整理史,1978
- 12) 静岡市:静岡市職員録,昭和15年,16年
- 13) 静岡市:静岡市議会速記録,昭和15年
- 14) 金原壽郎:「静岡大火より見たる道路の防火性能」,道路4(1)(33),1942
- 15) 高谷高一:「東京都市計画防火用水利施設に就て」,都市研究会,都市公論 Vol.21.No.6,1938

(2014.4.7受付)